

5. 用語集

| | 用語 | 意味 |
|---|---|--|
| C | CAS登録番号 | アメリカ化学会の一部門であるChemical Abstracts Serviceが付している化学物質の登録番号のこと。この番号は、物質の命名法の違いがあっても同一物質であると確認できる。情報の検索等に有効であり、国際的にも普及している。 |
| P | PRTR(Pollutant Release and Transfer Register) | 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。 |
| S | SDS(Safety Data Sheet, 安全データシート) | 法で定める第一種指定化学物質(PRTRの対象物質)及び第二種指定化学物質を含む製品(指定化学物質等)の性状や取扱方法、有害性情報、指定化学物質等の含有率などが示されている文書のこと。指定化学物質等を取り扱う事業者は、その製品を別の事業者に譲渡(提供)する場合、SDSを添付することが義務付けられている。 |
| い | 移動 | 事業活動に伴って、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること。産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねる場合や自社の別の事業所に移して処分する場合などが該当する。 自社の商品等として別の場所に移される場合は、届出対象の「移動」には該当しない。 リサイクルを目的とし別の場所に移す場合も、それが廃棄物であれば「移動」に該当するが、廃棄物以外のものとして外部のリサイクル業者へ引き渡している場合には、「移動」には該当しない。 届出の際には、「当該事業所の外への移動」のほか、対象物質を含む廃水を下水道へ放流している場合に、「下水道への移動」として「移動」に分類し、届出を行う。 |
| | 印刷工程 | 紙や金属板、プラスチック板などにインキを凸版、平板、凹版などの方式により、印刷する工程のこと。 |
| う | 受入ロス | 貯蔵タンクへ液体を受け入れる際に、タンク内の空隙に揮発した対象物質が排出される量のこと。 |
| か | 化学物質管理指針 | 法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。 事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。 |
| | 環境への最大潜在排出量 | 対象物質の年間取扱量から製品や半製品としての搬出量等及び廃棄物に含まれる量を差し引いたもの。環境中(大気・水域・土壌)へ排出される可能性のある最大量のこと。 |

| | 用語 | 意味 |
|---|--------------|---|
| か | 環境リスク | <p>化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を經由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれ(可能性)のこと。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか(曝露量)で決まり、概念的に式で表すと次のように示される。</p> <p style="text-align: center;">化学物質の環境リスク＝有害性×曝露量</p> <p>化学物質は、安全なものとは有害なものに二分することはできない。例えば、有害性が小さくても大量に曝露したり、長期間にわたって曝露すれば悪影響があり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量の曝露であれば、悪影響が及ぶ可能性は低くなる。「環境リスク」はゼロにすることはできないが、技術的、費用的な面で限界があるものの、曝露量を小さくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、悪影響が生じない程度にまで小さくすることはできる。</p> |
| | 含有率 | <p>原材料、資材等に含まれる対象物質等の質量の割合(%)のこと。対象物質が1質量%(特定第一種指定化学物質については0.1質量%)以上含まれていることが取扱量を把握する対象の製品となる要件の一つとなっている。</p> |
| き | 機械加工工程 | <p>金属材料等を切削や研磨し、その材料を目的とする形状に加工する工程のこと。</p> |
| | 金属元素等への換算係数 | <p>元素等に換算する化学物質の各化合物の量を、金属元素等の量に換算するための係数(＝化合物中の金属元素等の原子量の合計÷化合物の分子量)のこと。化合物の量に換算係数を掛けると、目的の元素等の量が求められる。</p> |
| け | 下水道への移動量 | <p>対象物質を含む廃水が下水道へ排出される場合の移動量のこと。</p> |
| | 元素等に換算する化学物質 | <p>対象物質になっている化合物のうち、排出量・移動量を金属の元素等の量に換算して届け出る必要のあるもののこと。亜鉛の水溶性化合物や鉛化合物などの金属化合物のほか、無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)、ほう素化合物、ふっ化水素及びその水溶性塩などが該当する。これらの対象物質は、金属元素、シアン、ほう素及びふっ素の量に換算する。</p> |
| こ | 公共用水域への排出 | <p>河川、海域、湖沼、かんがい用水路など、公共の用に供される水域へ対象物質を含む排水を出すこと。</p> |
| | 呼吸ロス | <p>日中と夜間の温度変化に伴って生じるタンク内の対象物質を含む蒸気が圧力変化によって排出される量のこと。</p> |
| さ | 殺菌・消毒工程 | <p>食品や木材などの原料や事業所で使用する器具、装置などに殺菌剤、消毒剤等を散布したり、装置内に充填するなどして殺菌・消毒する工程のこと。</p> |
| し | 事業者 | <p>対象業種に属する事業活動を行っている単一の運営主体(企業等)のこと。</p> |
| | 事業所 | <p>対象業種に属する事業活動が行われている一単位の場所であり、原則として、単一の運営主体(企業等)のもとで、同一のまたは隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているもの。</p> |
| | 実測による方法 | <p>事業所の主要な排出口(煙突や排水口)における排ガス、排水中または廃棄物中の対象物質の実測濃度に排ガス、排水量または廃棄物量をかけ合わせて算出する方法のこと。</p> |

| | 用語 | 意味 |
|---|---------------------------|--|
| し | 使用 | 対象物質(またはそれを含む原材料、資材等)を事業所外から受け入れ、その対象物質を含む製品や半製品をつくることや、塗装や洗浄等の目的に使うこと。マニュアルでは、便宜的に対象物質(またはそれを含む原材料、資材等)を貯蔵タンクに搬入のみしている場合も使用とみなしている。 |
| | 使用量を把握する原材料、資材等の形状(製品の要件) | 法では、製品の要件とよばれているもので、対象物質及び対象物質を含む原材料、資材等の状態や取扱方法等によって規定されている形状のこと。これに該当する原材料、資材等に含まれる対象物質は年間取扱量を算出する必要がある。 |
| | 常時使用する従業員の数 | 当該年度の4月1日の時点である事業者の期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人(嘱託、パート、アルバイトと呼ばれる人も含まれる)、または前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人の数のこと。これが21人以上であることが届出対象事業者となる要件の一つとなっている。 |
| す | 水域への排出 | 対象物質を含む排水を事業所外へ出すこと。 公共用水域へ放流している場合は「公共用水域への排出」(排出)、下水道へ放流している場合は「下水道への移動」(移動)として届出を行う。 |
| | 水溶性 | 常温、中性の水に、質量で1%以上(10g/L以上)溶解すること。 |
| せ | 製造 | 販売や事業所内での原料としての使用などを目的として、対象物質を化学反応や精製等により作り出すこと。 マニュアルでは、副生成物であっても、事業者が製造する製品中に1質量%(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%)以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれることが明らかかな場合(対象物質を排水処理などの過程で生成している場合、対象物質が反応プロセスや排水処理などの過程で分離されている場合など)には、その物質の年間製造量として算出している。 |
| | 製品や半製品としての搬出等 | 製品や半製品をつぎの工程に移すことや別の事業者へ販売等することにより引き渡すこと。 また、化学反応等により消費されるものも算出の際には、ここに含めている。 法に基づく届出の必要はない。 |
| | 接着工程 | 紙や金属、プラスチック等の材料に接着剤を刷毛塗りや吹付けなどにより塗布し、材料を接着する工程のこと。 |
| | 洗浄工程 | 製品、パーツ等の表面に付着した汚れ等を水系洗浄剤(界面活性剤)や非水系洗浄剤(塩素系溶剤等)を用いて洗浄する工程のこと。マニュアルでは、衣類等をドライクリーニングする工程も含めている。 |
| | 染色工程 | 繊維や衣服等に染料を染み込ませ染色したり、繊維を繊維処理剤に浸漬して繊維の質を変える(柔らかくするなど)、余分に付着した染料を洗い流すなどの工程のこと。 |
| そ | その他の溶剤等使用工程 | 部品、製品表面などに塗着した顔料等を溶剤に浸漬するなどして剥離する工程や金属材料等の表面をエッチングする工程など溶剤等を使用する工程のこと。 |

| | 用語 | 意味 |
|---|-----------------|---|
| た | 大気への排出 | 排出口や煙突から対象物質を含む排ガスを大気中へ出すこと。また、パイプ等の継ぎ目から漏洩することや開放場所において溶剤成分が揮発する場合なども該当する。 |
| | 対象物質(第一種指定化学物質) | 政令で定められた第一種指定化学物質のことで、排出量、移動量の届出が必要とされる化学物質及び化学物質のグループのこと。 マニュアルでは、対象物質と表記している。 |
| | 対象業種 | 対象物質の製造、使用及びその他取扱等により、環境中へ対象物質を排出する可能性のある業種のこと。この業種を営む事業者が排出量、移動量の届出対象事業者の要件の一つとなっている。 |
| ち | 貯蔵工程 | 原材料、資材、製品等を事業所内の貯蔵タンク等の貯蔵施設に保管する工程のこと。 |
| と | 当該事業所の外への移動 | 事業所内で発生した対象物質を含む廃棄物を事業所外で処理すること。 |
| | 当該事業所における埋立処分 | 埋立地が事業所敷地内にあり、そこに対象物質を含む廃棄物を埋め立てること。 |
| | 当該事業所における土壌への排出 | 対象物質が事業所敷地内の土壌に漏洩や飛散及び地下浸透等によって排出されること。 |
| | 特定第一種指定化学物質 | 対象物質(第一種指定化学物質)のうち、人への発がん性が認められている物質であり、年間取扱量の要件(0.5トン/年)と含有率の要件(0.1質量%)が他の第一種指定化学物質より厳しく設定されている。 |
| | 特別要件施設 | 鉱山保安法により規定される建設物、工作物その他の施設(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、下水道終末処理施設(下水道業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(ごみ処分業及び産業廃棄物処分業に属する事業を営む者が有するものに限る。)、及びダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設のこと。対象物質の年間取扱量の要件とは別に、この施設がある事業所を持つことが届出対象事業者の要件の一つとなっている。 |
| | 塗装工程 | 部品、製品表面などに塗料を吹付けや電着等により塗装する工程のこと。 |
| | 届出対象事業者 | 対象物質の排出量・移動量を届け出る必要のある事業者のこと。業種、常時使用する従業員の数、対象物質の年間取扱量、特別要件施設によって規定されている。 |
| | 取扱工程 | 対象物質や対象物質を含む原材料、資材等を取り扱う工程のこと。 |
| ね | 年間購入(または搬入)量 | 対象年度1年間に購入した原材料・資材等の質量、または対価を支払わずに原材料・資材等を搬入した(同一事業者の別事業所からの受け入れや倉庫業における別事業者の所有するものの受け入れ)量のこと。貯蔵タンクへの液体及び気体の搬入は他の搬入と一部扱いが異なる。 |

| | 用語 | 意味 |
|---|------------------------|--|
| ね | 年間取扱量 | 対象年度1年間に事業所で取り扱われた原材料・資材等に含まれる対象物質の質量のこと。 マニュアルでは便宜的に年間製造量と年間使用量の合計としている。 |
| | 年度初め(年度末)在庫量 | 対象年度初めの4月(年度末の3月)の時点で事業所内で保管されている原材料、資材等の質量のこと。 |
| は | 廃棄物に含まれる量 | 原材料、資材等の容器内残留物、廃油、廃ウエスなど、及び排ガス・排水処理装置から汚泥、廃活性炭などの廃棄物に含まれる対象物質の量のこと。 廃棄物処理業者に処分を委ねる場合などは「当該事業所の外への移動」(移動)として、同一事業所内の埋立地へ埋め立てる場合は「当該事業所における埋立処分」(排出)として届出を行う。 |
| 排 | 排出 | 事業活動にともなって、対象物質が環境中(大気、水域、土壌)へ出ていくこと。届出の際には、「大気への排出」、「公共用水域への排出」、「当該事業所における土壌への排出」のほか、同一事業所内の埋立地に廃棄物を処分する場合に、「当該事業所における埋立処分」として「排出」に分類し、届出を行う。 |
| | 排出係数による方法 | 取扱量等に対する比の代表的な値である排出係数に、取扱量等をかけ合わせることにより、対象物質の排出量を算出する方法のこと。 |
| | 排出される場所 | 事業所内の各単位工程において対象物質の大気、水域、土壌への排出及び廃棄物が発生するポイントのこと。 |
| | 排出量の少ない媒体(多い媒体) | 対象物質が大気と水域へ排出される場合に、算出する順序を決めるために設定した媒体のこと。環境への最大潜在排出量から排出量の少ない媒体の排出量(及び土壌への排出量)を差し引いた方が、少ない媒体、多い媒体の排出量の誤差がともに小さいものとなる。 |
| | 排出量の少ない媒体(多い媒体)への潜在排出量 | 排出量の少ない媒体(多い媒体)に排出される可能性のある対象物質の量のこと。排ガス・排水処理が行われていない場合は、これがそのまま少ない媒体(多い媒体)への排出量となる。排ガス・排水処理が行われている場合は、その処理の除去率をこれにかけたものが少ない媒体(多い媒体)への排出量となる。 |
| | 反応・混合等工程 | 原料を反応させて、新たな化学物質を生成したり、原料を混合(化学反応は伴わない)する、蒸留精製する、固液分離するなどして製品や半製品を得る工程のこと。 |
| ふ | 副生成物 | 製品や半製品の製造過程で生成する非意図的生成物のこと。 |
| | 物質群 | 複数の化学物質が1つの物質群として指定されているもののこと。「元素等に換算する化学物質」のほか、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)」や「キシレン」、「ダイオキシン類」などが該当する。 |
| | 物質収支による方法 | 事業所(または工程)への対象物質の「出入の差(取扱量から製品や半製品としての搬出量等、その他の排出量、移動量等を差し引く)」に基づいて算出する方法のこと。 |

| | | |
|---|----------------|---|
| | 物性値を用いた計算による方法 | 飽和蒸気圧や水への溶解度等を用いて、対象物質の排ガス・排水または廃棄物中の濃度を推測し、排出量、移動量を算出する方法。 |
| | 用語 | 意味 |
| め | めっき工程 | 金属または非金属製品の表面に、金属の薄い皮膜をかぶせる工程のこと。 |
| ゆ | 有害性 | <p>化学物質のもつ物性(融点や密度)とともに固有の性質の一つで、有害であることの度合いを示すもの。化学物質の有害性は、人の健康や生態系への悪影響が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、またその悪影響の種類としては発がん性や生殖毒性などがある。人に対する多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。</p> <p>急性毒性とは、動物実験で化学物質を1回投与するか短時間曝露してからだいたい数日以内に発症または死に至る毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間曝露したとき数ヶ月以上してから発症するまたは死に至る毒性を指す。発がん性や生殖毒性も慢性毒性の一つで、急性毒性に比べ低濃度で現れる。</p> |
| り | リサイクル | <p>一般には、廃棄物を再生して利用すること。PRTRの届出等においては、以下のように扱ってください。</p> <p>① 事業所内で再利用している場合 事業所内で発生した廃棄物を事業所内で再利用している場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はありません。また、その再利用した量は使用量に含める必要はありません(購入時、製造時に把握した量とダブルカウントすることになります)。 (例)溶剤回収装置等により溶剤を回収し事業所内で循環利用する場合や、工場内で発生した廃液を精製して工場内で再利用する場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はなく、また、その再利用した量を使用量に含める必要はありません。</p> <p>② 外部のリサイクル業者に引き渡す場合 ②-1 事業所で発生した物を廃棄物以外のものとして外部のリサイクル業者に引き渡している場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はありません。 ②-2 事業所で発生した物を外部のリサイクル業者に廃棄物として引き渡している場合には、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要があります。※ ②-1、②-2 どちらの場合も、当該事業所で発生した物が、その外部のリサイクル業者によりリサイクルされ製造された原材料、資材等を新たに購入等して使用している場合には、その購入等した量を使用量に含める必要があります。 ※廃棄物該当性の判断に迷う場合は、自治体の廃棄物担当部署に相談してください。</p> |
| | リスクコミュニケーション | リスクコミュニケーションとは、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を事業者、市民・NGO、行政のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。 |